

新潟市老人憩の家沼垂荘の管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	新潟市中央区老人クラブ連合会沼垂地区協議会
評価対象の期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

評価項目		評価	新潟市中央区健康福祉課コメント欄
1	利用時間等	○	意見箱の設置や定期的に利用者アンケートを実施するなど、広く利用者の意見や要望を把握する仕組みを作り、施設運営の改善を図っていただきたい。
2	適正な人員配置	○	
3	平等利用の確保	○	
4	利用者の安全確保	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	苦情への対応等	○	
7	緊急体制	○	
8	利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目		評価	新潟市中央区健康福祉課コメント欄
1	目的にあったサービス提供	○	地域の活動や多世代交流の取り組みに大ホールを活用し、地域の交流施設としての役割を果たすとともに、施設の利用促進に取り組んでいた。
2	情報提供・接遇	○	
3	自主事業配分	◎	
4	サービス向上の観点	◎	
5	苦情等への対応	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目		評価	新潟市中央区健康福祉課コメント欄
1	建物保守管理等	○	施設の安全・衛生確保に努め、入浴施設の管理は法令を遵守していた。設備機器等について、適時安全の確認を行い、異常が認められる場合は、迅速に市に報告がなされていた。今後は、傷んだ備品類の交換を計画的に行い、快適に利用できる環境づくりにより一層励んでいただきたい。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	衛生管理	○	
5	清掃	○	
6	修繕	○	
7	環境配慮	○	
8	再委託	○	
9	災害等への対応	○	
10	関係団体、地域との連絡調整	○	
11	管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目		評価	新潟市中央区健康福祉課コメント欄
1	管理経費等の縮減	○	前年度と比較し、管理経費の縮減が見られ、予算内の執行に努めていた。
2	光熱水費に係る使用量の縮減	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

高齢者の生きがい向上及び地域の活性化を図るため、地域における施設の利活用に取り組んだ。また、清掃の工夫や、利用者への排水管詰まり防止協力の呼びかけにより、男女の洗髪を可能とし、サービス向上を図った。施設の安全・衛生管理及び利用者の安全は確保されており、概ね適正に管理されていることから、指定管理者として優良と評価できるが、更なるサービス向上の観点から、利用者の意見や要望を把握する取り組みに努めていただきたい。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアしてきた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所健康福祉課 高齢介護係 025-223-7216(直通)